平成２３年（フ）第５１０号
千葉県船橋市高根台３丁目２番206棟４号
破産者　藤原　　泉
1　決定年月日　平成24年２月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１４２６号
兵庫県加古川市米田町平津439―７　ファーミンスペリオ加古川614号、開始決定時の住所千葉市稲毛区小中台町60番地の４
破産者　多田　亨子
1　決定年月日　平成24年２月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２８０６号
札幌市中央区大通西26丁目２番１号
破産者　オアシスストリーム有限会社
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３００号
茨城県筑西市関本肥土301番地の１
破産者　有限会社横塚瓦工業
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３１２号
茨城県筑西市栗島310番地
破産者　篠崎工業有限会社
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第９７１号
千葉県市川市大洲４丁目１番14―301号　松丸ハイツ
破産者　澤井みどり
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３００号
千葉県茂原市萱場1544番地
破産者　高山　久史
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３０１号
千葉県市川市伊勢宿11―17
破産者　関東総合物流プランニング株式会社
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１５０３号
千葉県市川市市川南４丁目10番13―203号　ラ・パルテンツァ
破産者　白駒　憲樹
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８５９号
大阪府岸和田市港緑町５番４―1207号、前住所大阪府岸和田市中井町２丁目２番11号
破産者　株式会社日本都市空間
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１９２号
神戸市西区岩岡町古郷字福吉西1528―10
破産者　明石化工品株式会社
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
島根県鹿足郡津和野町鷲原ロ７番地２
破産者　株式会社陣笠
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所益田支部

平成２３年（フ）第１００７号
広島市安佐北区口田１丁目５番７号
破産者　株式会社朝日技建
1　決定年月日　平成24年２月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６１１号
盛岡市三ツ割字更ノ沢87番地61
破産者　有限会社畠山工業
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１２１３号
東京都府中市小柳町６丁目22番地の32
破産者　有限会社フーズホット
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１２１４号
東京都多摩市永山４丁目２番地18―308
破産者　富澤　　淳
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４６５号
東京都西東京市北町３丁目４番26号
破産者　レストランプロモーション株式会社
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１４６６号
東京都西東京市北町３丁目４番26号
破産者　大河原　寛
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１９０号
神奈川県小田原市桑原867番地６
破産者　木地挽日下部産業株式会社
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第５９７号
長野県茅野市玉川2531番地２
破産者　有限会社フジケンホーム
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第５０号
静岡県沼津市青野字水門259番地の１
破産者　株式会社エコー電子
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第４７１号
静岡県三島市清住町５番29号
破産者　有限会社兼子機工
1　決定年月日　平成24年２月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係